

# 博物館施設の円滑な地方独法化に向けて ～新たなミュージアムネットワークをめざして～

## 【これまでのスケジュールと課題】

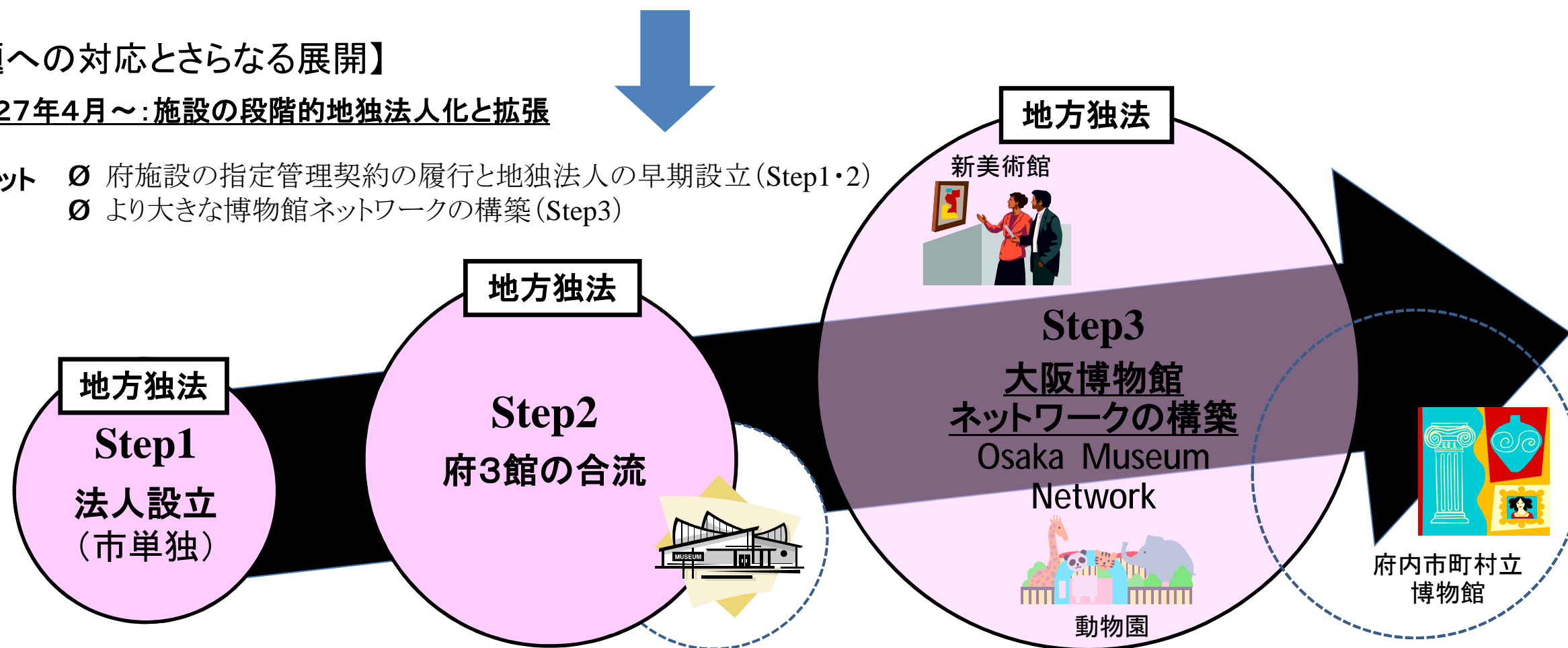
平成27年4月：法人設立府(3館)・市(6館)共同設立・一体運営

- 課題**
- 府施設の現在の指定管理期間は平成27年度末までのため、中途解約が必要(府)
  - 新美術館の建設を推進するためには、担い手となるべき地独法人を早急に設立することが必要(市)

## 【課題への対応とさらなる展開】

平成27年4月～：施設の段階的地独法人化と拡張

- メリット**
- 府施設の指定管理契約の履行と地独法人の早期設立(Step1・2)
  - より大きな博物館ネットワークの構築(Step3)



段階	Step1(設立期) (地独)大阪博物館機構設立	Step2(拡充期) 大阪府3博物館の合流	Step3(展開期) 府内市町村博物館等に拡張
時期	平成27年度	平成28年度	可能となった時点で随時
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独で地独法人を設立</li> <li>対象は6館(歴博、天守閣、東洋陶磁、美術館、自然史、科学館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府3館(弥生・近つ飛鳥・民家集落)の合流</li> <li>合流方法は、①追加出資、または②地独法人による指定管理受託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新美術館等の合流に加え、学芸員不足や運営者選定に課題を有する府内市町村の博物館施設を、地独法人が指定管理で運営</li> </ul>
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>府の指定管理を満了まで継続できる</li> <li>新美術館の準備業務を地独法人が実施できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地独法人の実績を勘案し、府は合流方法を上記①・②案から選択できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より大きな府内博物館ネットワークの構築</li> <li>地独法人の「人・もの・情報」の有効活用</li> </ul>